

**高額医療・高額介護合算療養費制度**

▼制度内容／1か月にかけた医療保険の自己負担額が高額になった場合は「高額療養費」、介護保険の自己負担額が高額になった場合は「高額介護サービス費」が申請により支給されます。

これに加え、1年間に医療保険と介護保険の自己負担の合算額が基準額（別表参照）を超えた場合、超えた分が申請により支給されます。

**高額医療・高額介護合算算定基準額**

区分	後期+介護	医療保険+介護 (70歳以上)	医療保険+介護 (70歳未満)
		現役並み所得者 (上位所得者)	67万円
一般	56万円	67万円	
非課税	II	31万円	34万円
	I	19万円	

▼支給条件／

・算定期間 平成24年8月分から平成25年7月分まで

・計算対象 7月末時点で『記号・番号が同じ健康保険証』をお持ちの方(同一保険)についての自己負担額

・計算対象になる自己負担額 「高額療養費」・「高額介護サービス費」の対象となる自己負担額(すでに「高額療養費」・「高額介護サービス費」として支給があった場合は、支給額を差し引いた金額が計算対象)

た金額が計算対象)

※医療保険・介護保険ともに、計算対象となる自己負担額があることが必要です。(例えば、同一保険の方で介護認定を受けている方がいない場合はこの制度の対象とはなりません。)

※計算対象の金額が基準額(別表から500円を超えない場合は、支給されません。)

▼申請手続／平成25年7月末時点で加入している医療保険者

愛西市国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方

対象となる方へ郵送でご案内します。案内が届きましたら、申請してください。

▼必要書類／

・健康保険証(国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証)・自己負担額証明書(算定期間内で医療保険者・介護保険者に変更になった場合に必要。ご不明の場合は、お問い合わせください。)

・印鑑、振込先通帳

▼申請先／佐織庁舎 保険年金課

※その他庁舎は、欄外各庁舎総合支所 被用者保険(公社の保険)や愛西市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方

申請先、申請方法は、平成25年7月末時点でご加入の医療保険者(会社など)にお問い合わせください。

佐織庁舎 保険年金課 ☎(25)11111

※その他庁舎は、欄外各庁舎総合支所

**確定申告で医療費控除を行う前に一度ご確認ください**

1か月の医療費が高額の場合は、医療費控除を行う前に高額療養費の申請を先に行ってください。

確定申告で医療費控除を受けた後に、高額療養費の申請をして給付を受けると、医療費控除額が変更となり、修正申告をしなければなりません。ご注意ください。

高額療養費を申請済の領収書も確定申告の医療費控除の対象となります。ただし、高額療養費として支給される金額は差し引く必要があります。

(例) A病院に入院し、1か月に支払った医療費(保険診療分)が30万円だった場合、自己負担限度額(※)が8万7千430円となり、健康保険から21万2千570円返金があります。よって医療費控除の対象となる金額は、実際に支払ったこととなる金額(8万7千430円)となります。

※(例)の自己負担限度額は一般的な金額であり、実際は世帯状況により異なります。

高額療養費制度、申請については、各医療保険へお問い合わせください。

愛西市国民健康保険・愛西市後期高齢者医療保険の方

佐織庁舎 保険年金課 ☎(25)11111

※その他庁舎は、欄外各庁舎総合支所 その他の健康保険加入の方は、各健康保険の保険者へ

**国民健康保険(70歳から74歳)および後期高齢者医療の自己負担限度額**

	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)
	一般	12,000円
現役並み所得者	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (過去12ヶ月の間の世帯での支給が4回目以降の場合44,400円)
住民税非課税世帯	低所得II	8,000円
	低所得I	8,000円
		24,600円
		15,000円

**国民健康保険(70歳未満)の自己負担限度額**

	3回目まで	4回目以降※
	一般	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
上位所得者	150,000円+医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※過去12ヶ月の間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回